

とちぎの特別栽培農産物認証票等取扱要領

(制定平成12年12月1日 最終改正平成28年3月28日)

第1 目的

この要領は、とちぎの特別栽培農産物認証・表示要綱（以下「要綱」という。）第6及びとちぎの特別栽培農産物認証・表示要領（以下「要領」という。）第9に規定する認証票等（認証票及び一括表示のことをいう。以下同じ）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 認証票等の作成と使用

生産登録者（要綱及び要領に基づき生産登録の認定を受けた者をいう。以下同じ。）は、要綱及び要領に基づき確認機関から認証の通知を受け、認証票等の使用を許可された場合、認証票等を使用できるものとする。

また、とう精登録者（要綱及び要領に基づきとう精登録の認定を受けた者をいう。以下同じ。）及び加工登録者（要綱及び要領に基づき加工登録の認定を受けた者をいう。以下同じ。）は、要綱及び要領に基づき確認機関から認証を受けたとちぎの特別栽培農産物をとう精又は精白等した場合、認証票等を使用できるものとする。

第3 認証票等の種類等

- (1) 認証票及び一括表示は、別記様式1のとおりとする。
- (2) 認証票の規格は、別表1の1、1の2のとおりとする。

第4 認証票等の表示方法

- (1) 認証票等は、原則として出荷容器及び包装物又は農産物に直接貼付するものとする。
- (2) 認証票等は、原則として販売単位（小分包装）ごとに貼付するものとする。
- (3) 前号1及び2に定めるもののほか、必要な事項は別途知事と協議するものとする。

第5 認証票の適正な使用を図るための措置

確認機関、生産登録者、とう精登録者及び加工登録者は、認証票の使用管理に係る帳簿（要領第11の(2)に規定する出荷・販売記録（様式14号）又は要領第11の(4)に規定するとう精登録台帳（様式19号）若しくは加工登録台帳（様式24号）を備え、適正な管理を行うものとする。

第6 認証票の商標権

- (1) 認証票に関する商標権は、栃木県が所有する。
- (2) 認証票は無断で使用及び印刷することができない。
- (3) 認証票の使用を確認機関から許可された者は、他人に認証票を使用する権利を譲渡することはできない。

第7 認証掲示板の取扱

生産登録者は、必要に応じて認定を受けたほ場ごとに認証掲示板（別記様式2）を設置し、適正な管理を行うものとする。

附 則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年2月 5日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。

別記様式第 1

認証マークの規格・デザイン及び一括表示

1 認証マークの規格・デザイン



※色、パターン及びサイズ規格は、別添のとおり

2 一括表示

(1) 表示すべき事項

- ① 特別栽培農産物の名称（とちぎの特別栽培農産物）
- ② 節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）の削減割合
- ② 生産登録者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ③ 確認機関の名称、住所及び連絡先

(2) 表示例

とちぎの特別栽培農産物	
節減対象農薬	栃木県慣行比○※削減（使用回数）
化学肥料	栃木県慣行比○※削減（窒素成分）
生産登録者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
確認機関	○○農協□□□課
所在地	○○県○○町△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□

※ 実際に削減した割合を記入する。
（小数点以下は切り捨て）

別記様式第 2

【記載例】

〈独立したほ場の場合〉

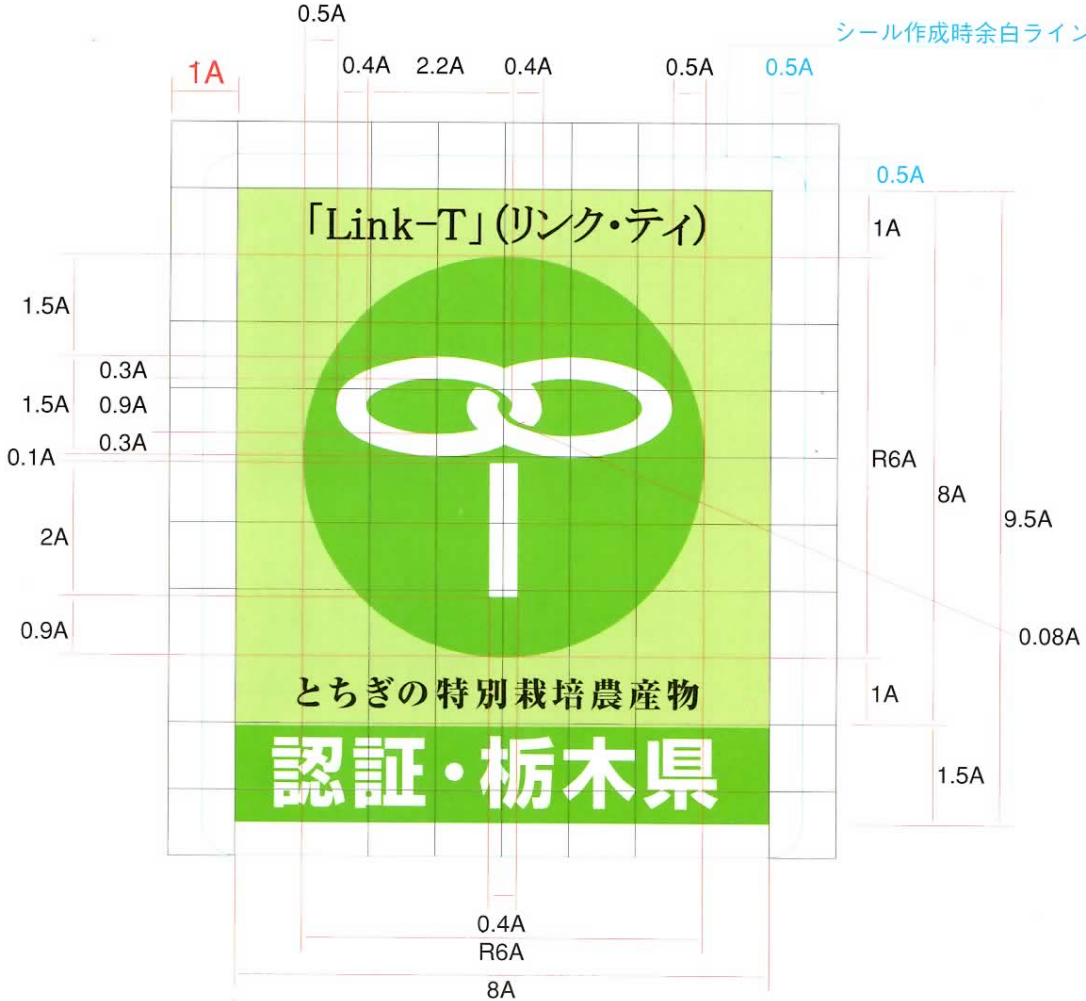
とちぎの特別栽培農産物生産ほ場	
1. 生産登録者名	〇〇〇〇
2. 生産者登録番号 No	××××
3. 面積	×× アール
4. 作目・作型	水稲（普通栽培）
5. 栽培開始年月日	平成×年×月×日
6. 確認機関名	〇〇〇〇
連絡先 TEL	(××) ××××

〈栽培方法等が統一複数のほ場の場合〉

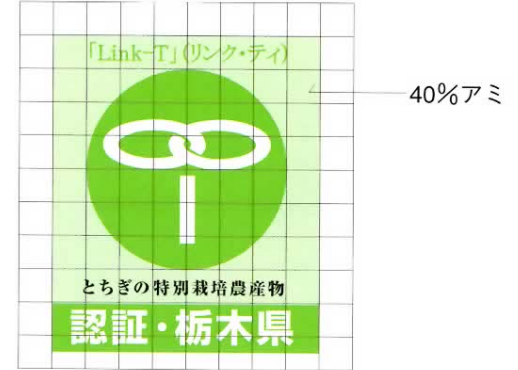
とちぎの特別栽培農産物生産ほ場				
1. 生産登録者				
	生産登録者名	生産登録者番号	面積	栽培開始時期
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
合 計				
2. 作目・作型 水稲（普通栽培）				
3. 確認機関名 〇〇〇〇				
連絡先 TEL (××) ××××				

特別栽培農産物認証マーク（色・パターン）

カラー
 ■特色指定 グリーン……………DIC572
 ライトグリーン…DIC36
 スミ
 ■プロセス4C指定 グリーン……………Y100%-C80%
 ライトグリーン…Y 70%-C40%
 スミ



単色グリーン グリーン……………DIC572



スミ1C指定



特別栽培農産物認証マーク（サイズ規格）

カラー

■特色指定 グリーン……………DIC572 ■プロセス4C指定 グリーン……………Y100%-C80%
ライトグリーン…DIC36 ライトグリーン…Y 70%-C40%
スミ スミ

■規格・大 ^{タテ}95mm×^{ヨコ}80mm



■規格・中 ^{タテ}57mm×^{ヨコ}48mm



■規格・小 ^{タテ}28.5mm×^{ヨコ}24mm(^{タテ}31.5mm×^{ヨコ}27mm)

